

「福崎町ご当地マörderミステリー導入業務」公募型プロポーザル実施要領

この要領は、福崎町ご当地マörderミステリー導入業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

1 業務名

福崎町ご当地マörderミステリー導入業務

2 事業概要

(1) 業務内容

別紙1「福崎町ご当地マörderミステリー導入業務仕様書（以下「仕様書」という。）」

(2) 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日（月）まで

(3) 見積限度額

3,500千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 選定方法

(1) 事業を委託する事業者（以下「受託者」という。）は、公募型プロポーザル方式により選定するものとする。

(2) 応募のあった事業者の企画提案書を、福崎町ご当地マörderミステリー導入業務審査会（以下、「審査会」という。）において審査のうえ、総合評価点の最も高い者を契約候補者とする。

(3) 評価項目及び評価基準

①企画提案に関する評価

別紙「評価項目及び評価基準」により各委員が採点した得点の平均点をもって算出する。当該点数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

②事業費（受託希望金額）に関する評価

下記の算式により算出する。当該点数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

$$10 \text{ 点} \times (\text{全提案者中最低の受託希望金額}) / (\text{提案者が示す受託希望金額})$$

③総合評価点

技術提案に関する評価点と事業費（受託希望金額）に関する評価点の合計により算出する。

4 応募資格

応募者は、次の要件の全てを満たすこととする。

(1) 令和元年度以降（過去5年間）地方公共団体等（DMO、観光協会等含む）におけるマörderミステリー導入業務の完了実績を1件以上有していること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 令和6年7月1日時点で福崎町競争入札等参加資格名簿に登録されている者であること。
- (4) 福崎町入札参加資格制限基準（昭和47年福崎町告示第19の3号）の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始若しくは更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始若しくは再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (7) 配置予定技術者
 - 受注者は以下の条件を満たす技術者を配置すること。
 - ①管理技術者
 - 参加申込書の提出時点で当該企業に3ヶ月以上継続雇用されていること。また総務省地域創造アドバイザー事業で登録されていること。
 - ②担当技術者
 - 参加申込書の提出時点で当該企業に3ヶ月以上継続雇用されていること。管理技術者との併任を認める。

5 企画提案に係るスケジュール

- | | |
|--------------------|----------------|
| (1) 業務実施に係る質問の受付期限 | 令和6年7月 5日（金）まで |
| (2) 質問への回答 | 令和6年7月 9日（火） |
| (3) 参加申込書の受付期限 | 令和6年7月16日（火）まで |
| (4) 企画提案書等の受付期限 | 令和6年7月22日（月）まで |
| (5) プロポーザルの実施 | 令和6年7月25日（木）予定 |
| (6) 審査結果公表 | 令和6年7月31日（水）予定 |
| (7) 契約の締結 | 令和6年8月上旬（予定） |

6 質問及び回答

(1) 質問方法

質問がある場合は、「質問書」（様式2）に記載し、電子メールまたはFAXで地域振興課に提出すること。

メールの件名は、「福崎町ご当地マörderミステリー導入業務 質問書（事業者名）」とし、FAXの場合は、送付後地域振興課へ確認の電話をすること。

※その他の方法（電話・来庁等）による質問は受け付けない。

(2) 質問受付期限

令和6年7月5日（金）17時必着

(3) 回答方法

回答は電子メールにより、令和6年7月9日（火）に、全ての質問内容及び回答を全応募者に対して通知する。

7 参加申込書等の提出

プロポーザルへの参加者は「参加申込書」（様式1）に必要事項を記入し、代表者印を押印のうえ、持参または郵送により地域振興課へ提出すること。なお、企画提案書を同時に提出することも可能とする。

(1) 申込受付期限

令和6年 7月16日（火）17時必着

(2) 提出先

〒679-2280 兵庫県神崎郡福崎町南田原 3116-1
福崎町地域振興課

(3) 参加辞退届

参加申込書提出後、辞退する場合は、「参加辞退届」（様式3）を記入し、持参または郵送で提出すること。

8 企画提案書等の提出

参加者は、「福崎町ご当地マードーミステリー導入業務企画提案書作成要領」（別紙2）を参照のうえ作成し、一括して持参または郵送により提出すること。郵送の場合、到着確認ができる形で提出すること。

(1) 提出部数

印鑑を押印したもの 1部
印鑑を押印していないもの 5部

(2) 提案書受付期限

令和6年 7月22日（月）17時必着

(3) 提出先

福崎町地域振興課

9 審査について

(1) 審査会

受託者の選定は、審査会が行う。選定にあたっては、提出資料（参加申込書及び企画提案書等）を審査し、最も優れた提案を行った者を優先候補者として選定し、併せて、次点候補者を選定する。

(2) プレゼンテーション

① 日程・場所

日程：令和6年7月25日（木）午後予定 ※詳細は別途通知
場所：福崎町役場

②実施内容

- (ア) 提出資料を基にプレゼンテーション（説明）とヒアリング（質疑）を行う。
- (イ) 持ち時間は、1者につきおおむね30分とする。（説明20分、質疑10分）
- (ウ) プレゼンテーションは企画提案書等の掲載内容のみで行うものとし、追加資料の提出は認めない。
- (エ) パソコン、プロジェクター等の使用により提案内容の説明を行う場合は、各自準備すること。（スクリーンは役場で準備）
- (オ) 参加者は3人までとする。

(3) 審査結果

審査結果は、令和6年7月中旬に参加者全員に郵送で通知するとともに、本町のホームページで公表する。なお、提案者は、本プロポーザルに関する一切の事項について異議、その他苦情の申出をすることはできない。

10 業務委託契約について

受託者と本町が協議し、仕様書を確認したうえで契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、受託者と本町の協議により最終的に決定する。

また、本支援業務委託の委託料は、見積限度額3,500千円（税込）を上限とする。

11 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に係る一切の費用は、参加者及び参加申込者の負担とする。
- (2) 参加手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提出期限後の提出資料の差替え及び再提出は一切受け付けない。
- (4) 提出された企画提案書等の返却は行わない。
- (5) 契約保証金は、契約金額の10/100以上とする。

12 問合せ先及び提出資料の提出先

〒679-2280 兵庫県神崎郡福崎町南田原 3116-1

福崎町地域振興課（担当：藤田）

電話：0790-22-0560 FAX：0790-23-0687

電子メール：chiiki@town.fukusaki.lg.jp